

第三者委員会からの「包括的意見」による

新たな年金記録回復基準のイメージ図

<新たな年金記録回復基準の、設定の背景>

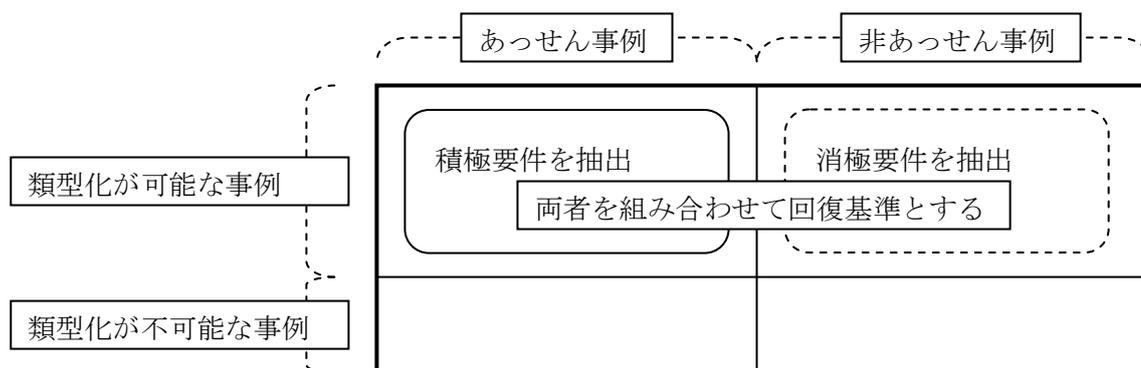
1) 第三者委員会のあっせん対象

- ①厚生年金特例法による、保険料納付時効(2年)の経過後の記録に関する申立事案
- ②国側に記録がなく、申立人の側に直接的な証拠(領収書等)はないが、関連資料及び周辺事情や申立人の申立内容等に基づき、申立ての内容が、社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしい」と判断された事案

2) 「包括的意見」の趣旨

- 第三者委員会での蓄積判断からの一定類型に該当する事案は、年金事務所段階での記録回復が可能となるような、新たな記録回復基準とする。

3) 新たな記録回復基準の検証手順



4) 厚生年金のこれまでの処理済事案のうち、賞与及び転勤に係る事案の件数

	第三者委員会におけるあっせん状況 (H19.7~H22.12)		
	抽出要件該当数 ①	うち、あっせん ②	あっせん率 ③ (②/①)
賞与に係る事案	6,054件	5,897件	97.4%
転勤に係る事案 (1か月空白、かつ、取得日相違・喪失日相違のもの)	5,185件	5,082件 ※1	98.0%

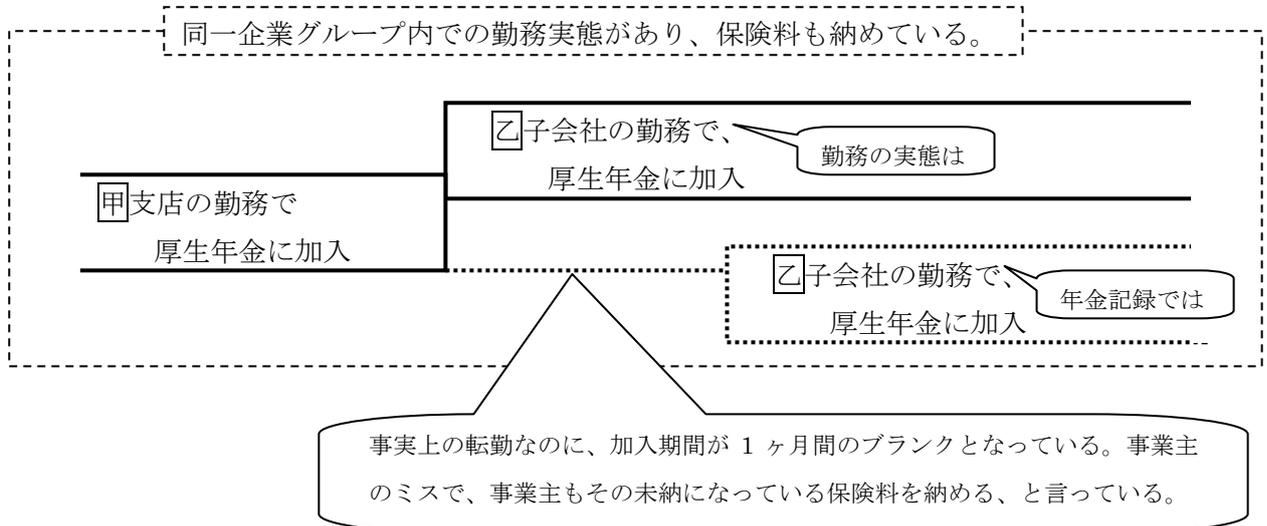
※ 平成 22 年 12 月 28 日現在、情報共有システムにより抽出した処理済みの事案である。

※1：転勤あっせん事案における新たな回復基準案の対象と考えられる事案(人事記録・人事カード・出勤簿があるもの又は事業主が「継続勤務しており、保険料控除も行ってた」旨の供述を行っているもの)はこのうちの 40%程度。

1. 同一企業(グループ)内の転勤で、2年以上も前の加入期間に1ヶ月間以内のブランクがある場合

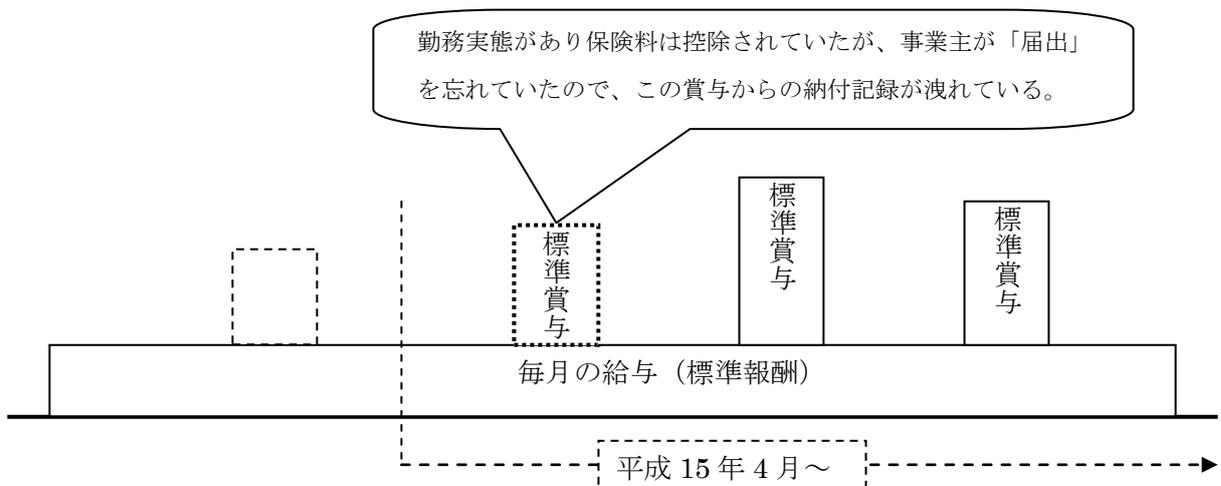
(同一企業等内転勤事例)

□このようなケースが昭和61年4月以降にあれば、3号被保険者である配偶者は1号未納になる。



2. 事業主側での、2年以上も前の賞与の届出漏れが判明した場合 (賞与の届出漏れ事案)

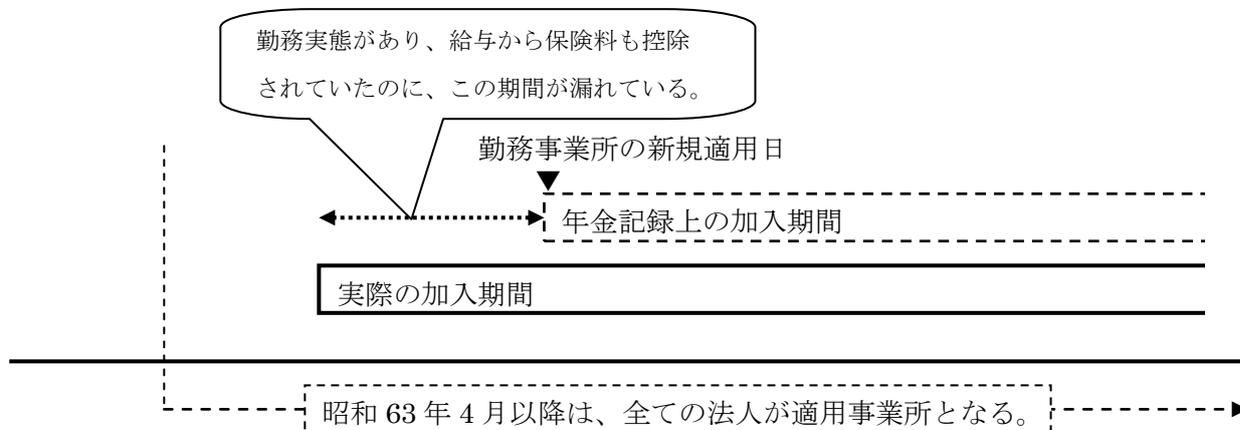
□平成15年4月からは、「3ヶ月以上の期間について支払われる賞与(標準賞与)」からも、標準報酬月額と同じ保険料率で厚生年金の保険料を負担することになった。



3. 加入記録の前から実際に入社していたことが、2年以上も経ってから判明した場合

(新規適用年月日前の被保険者資格漏れ事案)

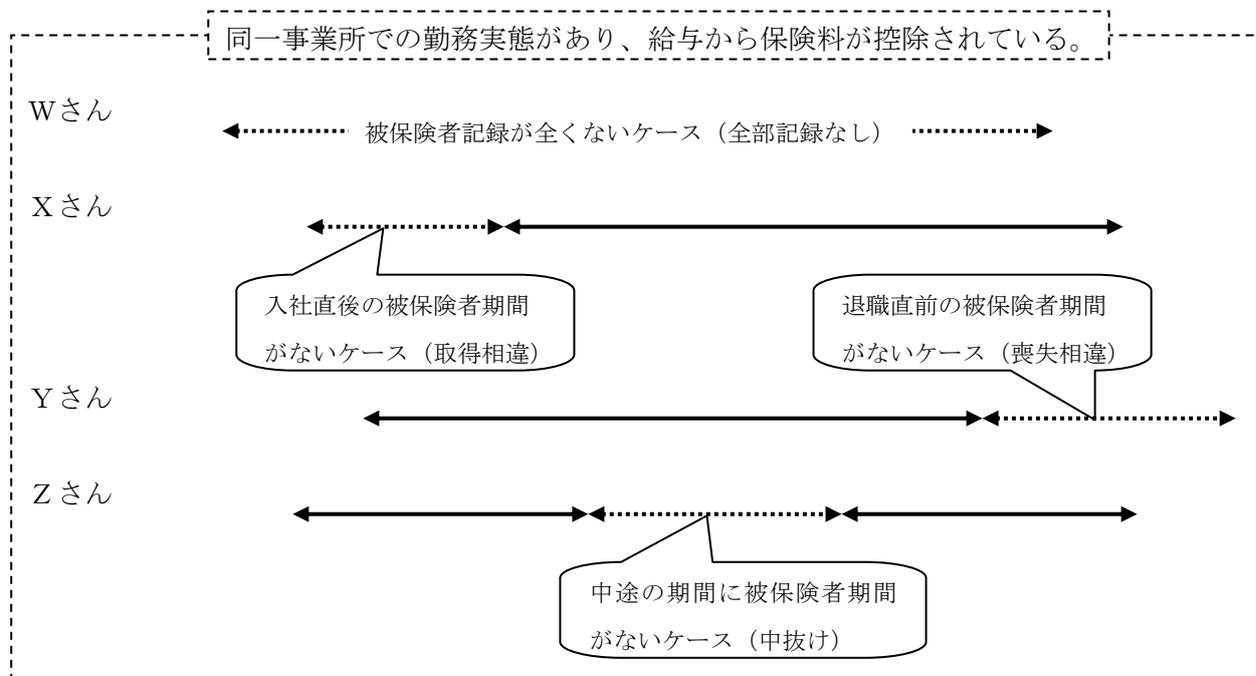
□このようなケースが昭和61年4月以降にあれば、3号被保険者である配偶者は1号未納になる。



4. 同一適用事業所での加入期間が抜けていることが、2年以上も経ってから判明した場合

(上記1～4以外の一般的な厚生年金特例法事案)

□このようなケースが昭和61年4月以降にあれば、3号被保険者である配偶者は1号未納になる。

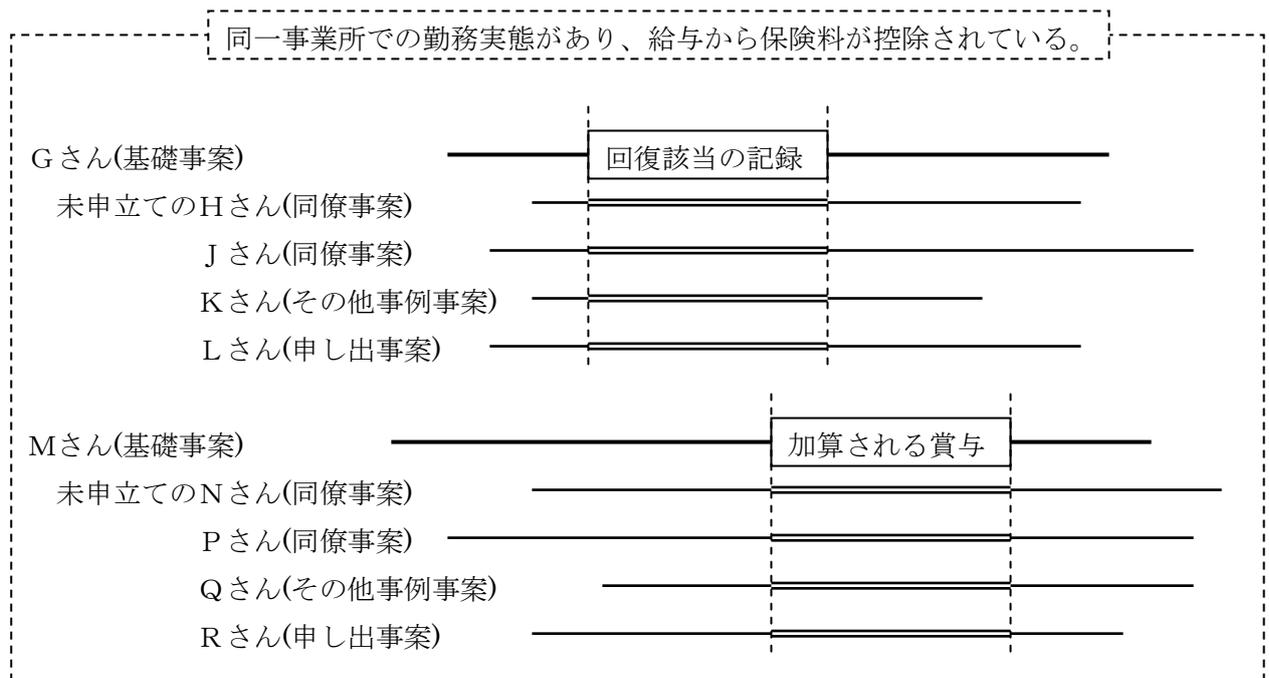


5. 同一企業内での「転勤による期間漏れ」や「賞与の誤り」と同様のケースであって、まだ記録確認を申し立てていない他の従業員の扱い (同僚事案)

□日本年金機構では、「基礎事案(※)と同時期に同一事業所に在籍し、年金記録が基礎事案と同様の誤りを含んでいる状況にあると考えられる」要件に合致する被保険者の一覧表をシステム抽出し、事業主の確認が取れたものを「同僚リスト」として、年金事務所より、記録回復できる可能性がある旨をお知らせする。

(※)上記1又は2に該当する事案であって、第三者委員会においてあっせんが行われた事案又は年金事務所段階で記録回復が行われた事案

□上記の「同僚リスト」以外にも、事業主から自発的に事務処理誤りの申出があった被保険者の一覧表を、「申し出リスト」等として、これらに対しても年金事務所より、記録回復できる可能性がある旨をお知らせする。



(未完)